

## 令和4年度 第4回猪名川町農会長会次第

日 時：令和5年1月20日（金）

午後6時30分～

場 所：猪名川町立中央公民館視聴覚ホール

### 1. 開 会

### 2. あいさつ

### 3. 協議事項

#### (1) 猪名川町農業環境課関係

- ①経営所得安定対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ②畑地化促進事業について（国説明）・・・・・・・・・・ P 10
- ③令和5年産米の生産目安について・・・・・・・・・・ P 18
- ④資材・燃料等価格高騰対策支援事業について・・・・・・・・ P 26
- ⑤令和5年度農会長連絡票について・・・・・・・・・・ P 30
- ⑥地域計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 31
- ⑦有害鳥獣関連について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 33
- ⑧農地の権利取得時の下限面積の廃止について・・・・・・・・ P 35
- ⑨バーク堆肥について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 36
- ⑩その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 38

#### (2) 兵庫県農業共済組合関係・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

#### (3) 兵庫六甲農業協同組合関係・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

### 4. 閉 会



## 令和4年度経営所得安定対策について

### ● 経営所得安定対策交付金交付申請状況

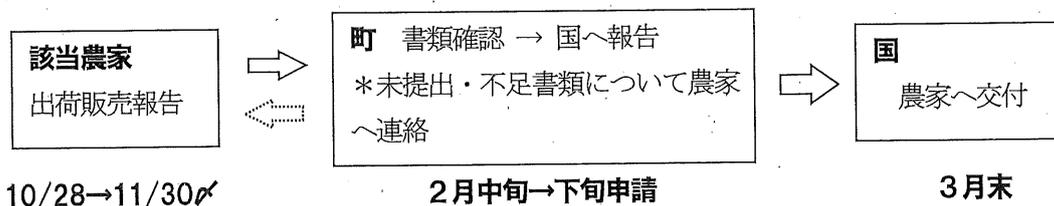
- ・ 水田活用の直接支払交付金 209件（前年同期 217件 ▲19件）
- ・ 畑作物の直接支払交付金 1件（前年同期 1件 ±0件）

### ● 水田活用の直接支払交付金

出荷・販売の確認資料については、農家は5年間の保管が必要となっており、本町では交付要件の確認を行うために各農家の方々から提出していただき、それらを町で一括して証拠書類として保管することとしています。

現在、該当農家へ出荷・販売の確認資料の提出について通知し、書類を整理しています。今後、提出された書類の確認を行い、不足や不備があった場合、該当農家へ連絡し、書類が整い次第、国へ報告をします。

事務の流れ（予定）



### ● 畑作物の直接支払交付金（数量払）

確定した出荷数量に応じて、交付金の交付を行います。すでに、生産年の作付面積に応じて営農継続支払の交付金が交付されているため、数量払の交付額は算出された額から営農継続支払交付額を差し引いた額が支払われます。

### ● 交付金支払時期

- ・ 水田活用の直接支払交付金 3月末支払い予定
- ・ 畑作物の直接支払交付金（数量払） 3月末支払い予定

# 農業者への支援制度

## 経営所得安定対策等 (令和4年度)

### (1) 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を国から直接交付される。

#### <1. 戦略作物助成>

##### ● 交付金額（全国一律）

対象作物	交付金額
麦、大豆（黒大豆含む）、飼料作物 ※1	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じて、 55,000円~105,000円/10a

※1 飼料用とうもろこしを含む

#### <2. 産地交付金（県）>（国段階設定）

##### ● 交付金額

取組内容	交付金額
そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物※の作付け（基幹作のみ）	20,000円/10a
新市場開拓用米の複数年契約 （3年以上の新規契約を対象に令和4年度に配分）	10,000円/10a
飼料用米・米粉用米の複数年契約 （令和2年・3年からの継続分のみ）	6,000円/10a

※2 有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組



<3. 産地交付金（県）>（県段階設定）



「加工用米」、「飼料用米」、「新市場開拓用米」、「野菜」の生産性向上等に向けた取組に対して支援。「野菜」については、農業法人、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者への支援。

● 交付金額

対象作物	対象者	交付金額
野菜	農業法人、認定新規就農者、認定農業者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者 ※施設 2.5a 以上、露地 10a 以上作付	3,000円/10a以内
加工用米 （低コスト・高品質化）	加工用米を生産する農業者等 ※以下の取組を1つ以上行っている者に限る ①種子更新を行っている、②県内の加工業者と契約を締結している、③加工用米の作付面積が1.0ha 以上（特定農山村・振興山村地域等の場合は、作付面積の要件は 1/2）④兵庫県認証食品の認証を受けている	10,000円/10a以内
加工用米 （複数年契約）	加工用米を生産する農業者等 ※3年以上の複数年契約を行ったものに限る	12,000円/10a以内
飼料用米 （生産性向上・担い手支援）	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者	7,000円/10a以内
飼料用米 （多収品種導入支援）	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者	3,000円/10a以内
新市場開拓用米 （担い手支援）	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者	5,000円/10a以内

【交付要件】・・・販売農家であること。

※出荷契約書、出荷伝票、生産日誌等販売を確認できるものが必要



## <4. 産地交付金> 町設定

猪名川町地域農業再生協議会において、地域の実情に即して、地域振興作物の生産に向けた取組を支援する。

番号	メニュー	交付金額 (10aあたり)	内容 (対象作物等)
1	そば品質確保 加算	15,000円	そば ただし、営農活性化支援事業（次頁参照）に参加するものに限る。 ※3年連続で収穫が皆無だった農家は交付対象外とする。
2	推奨作物助成 (基幹)	15,000円	黒枝豆、未成熟とうもろこし、自然薯、アスパラガス
3	推奨作物助成 (二毛作)	10,000円	「黒枝豆（早生）とそば」又は「未成熟とうもろこしとそば」との組み合わせによる二毛作を行う場合に、黒枝豆（早生）又は未成熟とうもろこしの作付面積に応じて助成。
4	学校給食加算 (基幹)	12,000円	たまねぎ・はくさい・きゃべつ・だいこん・未成熟とうもろこし・食用かんしょ・食用ばれいしょ・きゅうり・なす・トマト・ねぎ・ブロッコリー ※JA兵庫六甲との事前出荷契約が必要
5	学校給食加算 (二毛作)	5,000円	「未成熟とうもろこしとそば」の組み合わせによる二毛作を行い、未成熟とうもろこしを学校給食へ出荷する場合、未成熟とうもろこしの作付面積に応じて助成。
6	基本助成 (一般)	6,300円	野菜、果樹など。 <u>永年性作物（果樹）について、3年以内に新植されているものに限る。</u> (令和2年度以降に植栽されたもの)。 ※推奨助成（4品目）を除く
7	担い手支援 加算	8,000円	野菜、果樹などを出荷する認定農業者及び認定新規就農者。 ※対象作物は項目6と同様

【交付要件】・・・販売農家であること。

※出荷契約書、出荷伝票、生産日誌等販売を確認できるものが必要



令和4年度より、今後5年間（令和4年～令和8年度まで）で一度も水張（水稻作付）が行われない農地は、令和9年度以降は交付対象水田となりませんので、何卒ご了承くださいませ。

【加算イメージ】

<p>★そば：10aあたり</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">町) 15,000円 (そば加算)</td> </tr> <tr> <td>県) 20,000円</td> </tr> </table> <p>≪町) 営農活性化事業 刈取り面積10,000円≫</p>	町) 15,000円 (そば加算)	県) 20,000円	<p>★未成熟トウモロコシ： 10aあたり</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">町) 12,000円 (給食加算)</td> </tr> <tr> <td>町) 15,000円 (推奨助成)</td> </tr> </table>	町) 12,000円 (給食加算)	町) 15,000円 (推奨助成)
町) 15,000円 (そば加算)					
県) 20,000円					
町) 12,000円 (給食加算)					
町) 15,000円 (推奨助成)					

(2) 経営所得安定対策

<1. 畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策) >

諸外国との生産条件の格差により不利益がある国産農産物 (麦・大豆・そば等) について、標準的な「生産費」と「販売価格」の差額分に相当する額が直接交付される。

<そば>

- 交付金額・・・面積払  $13,000\text{円}/10\text{a}$  (全国一律)  
 ※数量払の先払いとして、当年産作付面積に応じて支払い。  
 ※基準単収の2分の1に満たない場合は対象外。

数量払  $11,690\text{円}/45\text{kg}$  (そば、2等の場合)  
 ※規格外・未検査品については対象外。  
 ※検査規格の等級区分が1等・2等のみ。

- 交付要件・・・認定農業者、集落営農、認定新規就農者のみ  
 ※集落営農とは、①組織規約の作成、②共同販売経理、③農業法人化計画、④農地利用集積計画を要件としています。

<2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金 (ナラシ対策) >

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティネットとして実施される。

猪名川町営農活性化支援事業 (そば助成)

猪名川町営農活性化支援事業の1つとして、“そばの栽培支援”を行っており、野帳に基づき“そば”を作付けした場合、実収穫 (刈取) 面積に応じて助成金を交付しています。

- 助成金額・・・基本助成  $10,000\text{円}/10\text{a}$   
 団地化加算  $10,000\text{円}/10\text{a}$  (1団地1ha以上の連坦田)  
 (但し、1団地の農用地の傾斜が20分の1以上の場合は、0.5ha以上の連坦田も対象とする。)



# 令和5年度 経営所得安定対策等（国）について

## （1）水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金が国から直接交付される。

### < 1. 戦略作物助成 >

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援するもの。

対象作物	交付金額
麦、大豆（黒大豆含む）、飼料作物	35,000円/10a※1
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
米粉用米、飼料用米	収量に応じて、 55,000円～105,000円/10a

※交付要件・・・販売農家（出荷契約書など販売を確認できるものが必要）

※1 多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

### < 2. 産地交付金 県設定（国段階設定） >

「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援するもの。

取組内容	交付金額
そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付（基幹作のみ）	20,000円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	10,000円/10a

### < 3. 畑地化促進助成 >

水田を畑地化し、高収益作物や畑作物（高収益作物以外）の導入・定着を図る取組等を支援するもの。

#### ①畑地化支援

高収益作物 175,000円 / 10a ※令和5年度までの時限単価

畑作物 140,000円 / 10a ※令和4年度補正予算における単価

#### ②定着促進支援

##### ア 高収益作物

20,000円（加工・業務用野菜等の場合は30,000円） / 10a × 5年間

①と②はセット。  
畑地化が要件

#### イ 畑作物（麦、大豆、そば等）【新規】

20,000円 / 10a × 5年間

#### ③子実用とうもろこし支援

交付単価：10,000円/10a

④畑作物産地形成促進支援【新規】

概要：水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援するもの。

交付単価：40,000円/10a

※令和6年度に畑地化に取り組む場合、0.5万円/10aを加算（畑地化加算）

(2) 経営所得安定対策

<畑作物の直接支払交付金>

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）の生産・販売を行う農業者に対して、標準的な生産費と販売価格の差額に相当する交付金が国から直接交付される。

事業	交付金額	要件等
そば (面積払)	13,000円 / 10a	【対象面積】 当年産作付面積に応じて算定。 【備考】 数量払に先立って支払う
そば (数量払)	<u>課税事業者</u> 1等 17,180円 / 45kg 2等 15,070円 / 45kg <u>免税事業者</u> 1等 18,010円 / 45kg 2等 15,900円 / 45kg	【算定方法】 販売数量に応じて算定（面積払の金額を差し引いた額） 【備考】 品質の良いものを多く収穫すれば、その分が更に加算される。規格外・未検査品については対象外。検査規格の等級区分が1等・2等のみ。

※交付対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者



数量払について、令和5年産から交付単価が免税事業者向け単価と課税事業者向け単価に分かれます（免税事業者向け単価には消費税負担分の単価が含まれていますが、課税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれておりません）。

免税事業者向け単価を申請する方は、令和5年度交付申請から、2年前の確定申告書等の提出が必要となりますので、ご注意ください（収入・売上が1千万円以下であることを確認するために必要となります）。

# 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)にご加入の皆様へ「重要なお知らせ」

令和5年産から交付単価が  
免税事業者向け単価と課税事業者向け単価  
に分かれます。

注) 免税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれており、課税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれておりません。

**免税事業者向け単価を申請する方は、  
令和5年度の交付申請から  
2年前の確定申告書等の提出が必要です!**

※収入・売上が1千万円以下であることを確認します。

- ◇ 免税事業者向け単価の適用者は、  
消費税の免税事業者
- ◇ 課税事業者向け単価の適用者は、
  - ① 消費税の課税事業者(簡易課税事業者含む)
  - ② 組織として確定申告していない集落営農



各書類は税務署の受付印が押印されたものを提出してください。

## 1. 提出する書類について

### 【消費税の免税事業者】

- (1) 個人の方は、2年前の確定申告書B(写)及び青色申告決算書(写)又は白色申告収支内訳書(写)の農業所得用
- (2) 法人(人格なき社団含む)の方は、2期前の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表1)(写)
- (3) 個人で営農開始3年未満の方は、個人事業の開業・廃業等届出書(写)
- (4) 法人で設立初年度の方は、法人設立届出書(写)等
- (5) 法人で設立2期目の方は、法人設立届出書(写)等及び前期の各事業年度の所得に係る中間申告書(別表1)(写)

【消費税の課税事業者】提出する書類は、これまでと同じです。

農林水産省

## 2. 書類提出の期限等について

### (1) 提出期限

令和5年6月30日までに交付申請書（様式第1号）に添付して提出してください。なお、交付申請書には消費税の課税状況について記載（自己申告）する項目があるので、必ず記載してください。

### (2) その他注意事項

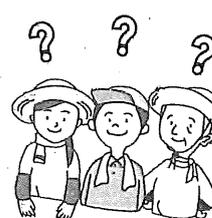
免税事業者向け単価適用の要件を満たしていることが確認出来ない場合は、課税事業者向け単価が適用されます。

## 3. ゲタ対策（数量払）交付単価に係るQ&A

Q1. 2年前の確定申告書類を紛失した場合はどうすれば良いのか？

⇒ 確定申告を行った税務署で再発行手続き（開示請求）を行ってください。

ただし、再発行まで1ヶ月程かかるため、提出期限に間に合うよう早めの手続きをお願いします。



Q2. 消費税の免税事業者であることは、どの時点の状況で判断するのか？

⇒ 交付申請年の6月末時点の状況で判断します。

Q3. 免税事業者であることの基準は何か？

⇒ 2年前の課税売上が1千万円以下であることです。

Q4. 集落営農（任意組合）は、なぜ課税事業者向け単価なのか？

⇒ 組織としての売上額を証明することができないからです。

Q5. 2年前に所得48万円以下等で確定申告していない場合、

どのような扱いとなるのか？

⇒ 2年前の収入額を証明することができないため、課税事業者向け単価が適用されます。免税事業者向け単価の適用を受けるには確定申告が必要です。



### 【お問い合わせ先】

〇〇農政局 経営政策調整官 経営所得安定対策担当 電話 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

お気軽に、無料電話相談



フリーダイヤル 0120-38-3786

受付時間：平日9:00~17:00 自動的にお住まいの地方農政局等に繋がります。

ご注意：携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。  
左記以外にも、最寄りの地方農政局等（問い合わせ先一覧のとおり）、地域農業再生協議会（市町村、JA等）までお気軽にご連絡ください。

※ 経営所得安定対策に関する詳しい情報は、ホームページでご覧になれます。

経営所得安定対策

検索

■本チラシや経営所得安定対策に関するお問い合わせは上記のほか、  
農林水産省農産局穀物課 経営安定対策室 (Tel:03-6744-0502) へ

# 畑地化促進事業について

(畑地化支援及び定着促進支援等)

---

令和5年1月20日

近畿農政局 兵庫県拠点

# 11-1 畑作物の本作化対策<一部公共>のうち 畑地化促進事業

【令和4年度補正予算額 24,990百万円】

## <対策のポイント>

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組み農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組み地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

## <政策目標>

○ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

## <事業の内容>

### 1 畑地化支援

水田を畑地化して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組み農業者を支援します。

### 2 定着促進支援

#### ア 高収益作物【拡充】

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組み農業者を5年間、継続的に支援します。

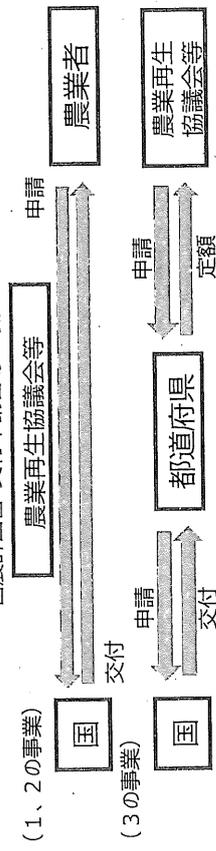
#### イ 畑作物（高収益作物以外）【新規】

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組み農業者を5年間、継続的に支援します。

### 3 産地づくり体制構築等支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組み地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

## <事業の流れ>



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

## <事業イメージ>

### 畑地化支援・定着促進支援

対象作物	1 畑地化支援（※1, 2）	2 定着促進支援（※3）
<b>ア. 高収益作物</b> (野菜、果樹、花き等)	17.5万円/10a	・ 2.0(3.0※4)万円/10a×5年間 または ・ 10.0(15.0※4)万円/10a (一括)
<b>イ. 畑作物</b> (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a×5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す（地目の変更を求めない）  
 ※2 令和5年度における取組が対象  
 ※3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象  
 ※4 加工・業務用野菜等の場合

### 産地づくりの体制構築等支援

#### ① 産地づくりに向けた体制構築支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組み地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※5）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※5 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

#### ② 土地改良区決済金等支援【新規】

令和5年度に畑地化に取り組みことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（ただし上限25万円/10a））

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

# 畑地化促進事業（畑地化支援）のポイント

## 【 従来（水田活用の直接支払交付金）】

### ①畑地化支援

- 令和4年産における畑地化の取組を支援
  - ・高収益作物：17.5万円/10a
  - ・その他作物：10.5万円/10a
- 畑地化支援に係る取組は、申請前年度の作付要件や団地化要件（おおむね団地化された畑地の形成）等の要件を満たす必要

### ②定着促進支援（高収益作物）

- 2.0（3.0※）万円×5年間
  - ※加工・業務用野菜及び果樹の場合
- 水田農業高収益化推進計画の策定が必要
- 取組開始年の拡大面積が対象
- 令和4年産から取組を開始するほ場
- 取組開始年から5年間継続して高収益作物のみ作付けする取組
- 支援期間の最終年度の翌年度までの畑地化の実施が要件（①畑地化支援の併用）
- 支援期間内であれば畑地化後であっても、特例的に産地交付金（高収益作物関係に限定）の交付が可能

## 【 畑地化促進事業】

### ①畑地化支援

- 令和5年産における畑地化の取組を支援（令和5年限りの単価）
  - ・高収益作物：17.5万円/10a
  - ・その他作物：14.0万円/10a
- 畑地化支援に係る取組は、申請前年度の作付要件や団地化要件（おおむね団地化された畑地の形成）等の要件を満たす必要

### ②定着促進支援（高収益作物・畑作物）

- 2.0（3.0※）万円×5年間
  - ※加工・業務用野菜及び果樹の場合
- 交付方式は、分割方式（毎年2.0（3.0）万円×5年間）又は一括方式（10（15）万円（5年分）初年度）を選択可能。（要望調査で一括方式の希望者を調査）
- 水田農業高収益化推進計画の策定の有無にかかわらず対象
- 作付面積全体が対象
- 令和4年産から取組を開始するほ場及び令和5年産から取組を開始するほ場
  - ※R4年・R5年分の2カ年分を交付予定
- (1) 高収益作物定着促進支援
  - ：取組開始年から5年間継続して高収益作物のみの作付け
- (2) 畑作物定着促進支援
  - ：取組開始年から5年間継続して高収益作物又は一般作物の作付け
- 原則として、初年度における畑地化の取組の実施が要件（①畑地化支援の併用）
  - ※ 水田農業高収益化推進計画に位置付けられた者は、支援期間の最終年度の翌年度までの畑地化でも可
- 水田農業高収益化推進計画に位置付けられた者は、支援期間内であれば畑地化後であっても、特例的に産地交付金（高収益作物関係に限定）の交付が可能

### ③申請・交付手続等

- ①②は、農業者への直接支払交付金。
- 交付申請前に要望調査を実施。
- 農業者単位で、取組面積等の評価基準に基づき、予算の範囲内で配分。
- 具体的な手続日程は別途示す方針（申請・確認・支払手続は水活と一体とする方向）

## 【畑地化の取組について】

畑地化の取組に当たっては、以下の要件を満たす必要があります。

### ● 交付対象農地の要件

- ・ 申請の前年度において、主食用米、戦略作物、産地交付金又は高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物が作付けられていること。
- ・ 申請年度の7月1日付けで、交付対象水田から除外すること。
- ・ 交付が行われてから5年間は、175,000円/10aの支援を受けた場合は、販売を目的とした高収益作物の作付けが必要です。（水稲は除く。）  
また、140,000円/10aの支援を受けた場合は、販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付けが必要です。（水稲は除く。）

### ● 団地化の要件

- ・ おおむね団地化された畑地を形成する必要があります。  
(品目や地域の特性等に鑑み、地域農業再生協議会がおおむね集約されていると認めると認める農地をいいます。)



農業者 各位

猪名川町地域農業再生協議会事務局

畑地化促進事業に係る要望調査について（依頼）

新春の候、貴台におかれましては、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本協議会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、水田で大豆・麦・そば・野菜・果樹などの高収益作物を販売目的で作付けを行う販売農家に対して、国から交付金が交付される「水田活用の直接支払交付金」について、国において制度の見直しが示され、令和8年度までに水稲作付けまたは1カ月程度の水張りを行わない場合は、令和9年度以降は交付金の対象外とされることになりました。

これに伴い、水田を畑地化（水稲作付けや水張りを行わず、販売目的で畑作物の作付けを行う）する場合に交付金が支払われる「畑地化促進事業」が令和5年度に新たに創設されますので、当該交付金の活用意向を把握するため、要望調査を実施させていただきます。

つきましては、別添チラシをご確認のうえ、「畑地化促進事業に係る要望調査票」に記入いただき、農会長が別途定める期日までに農会長へ提出していただきますようお願いいたします。

記

【提出書類】

畑地化促進事業に係る要望調査票

【提出先】

農会長 ※農会で取りまとめの上、提出していただきます。

【提出期限】

農会長が定める期日 ※農会長から役場への提出締切日は2月6日（月）までとしております。

※注意

- ①畑地化支援（野菜等の場合17.5万円/10a）は令和5年度限りです。
- ②畑地化を行った場合、今後、水田活用の直接支払交付金は対象外となります。

○詳細は国のホームページをご確認ください。



（国ホームページ QR コード）

<問い合わせ先>

猪名川町地域農業再生協議会事務局

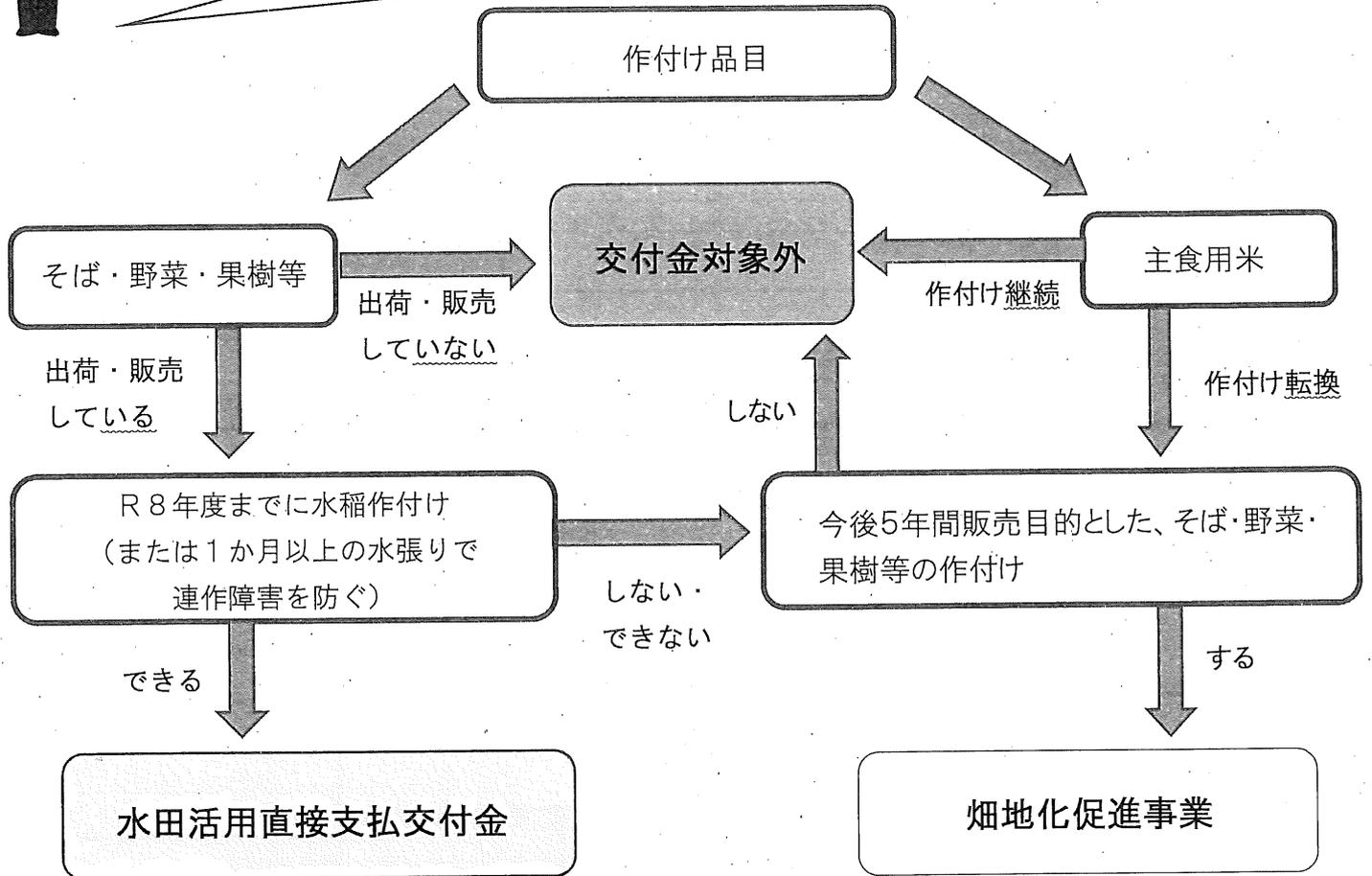
（猪名川町地域振興部農業環境課内 担当：橋岡、田中）

TEL：072-766-8709

FAX：072-766-7725

# 水田活用直接支払交付金・畑地化促進事業を検討されているみなさまへ

水田活用直接支払交付金では、5年間で一度も水張り(水稲作付け)が行われない農地は、R9年度以降交付されません。今後、水張り(水稲作付け)をされない圃場は、畑地化促進事業の活用をご検討ください。詳しくは、下記のフローチャートをご確認ください。



## 【水田活用直接支払交付金とは？】

水田で大豆・麦・そば・野菜・果樹等を販売目的で生産する販売農家に対する支援です。作付面積に応じて国から直接、対象者へ支払われます(3月頃)。

## 【畑地化促進事業とは？】

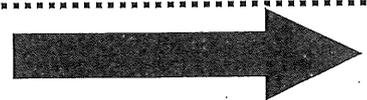
水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む販売農家に対する支援です。水稲作付け(または1か月以上の水張りで連作障害を防ぐ)を行うことが困難な場合は畑地化をご検討ください。

※地目の変更を求めるものではありません。

※畑地化支援(野菜等の場合 17.5万円/10a)は令和5年度限りです。

※畑地化促進事業に取り組む農地は今後一切水田活用直接支払交付金の交付対象外農地となります。

詳しい交付単価・交付シミュレーションは裏面へ！！



**～水田活用直接支払交付金・畑地化促進事業の単価について～**

1. 水田活用直接支払交付金(産地交付金・町設定)

助成項目	交付金額	助成項目	交付金額
そば品質確保加算 (そば)	15,000円/10a	学校給食加算(二毛作) (トウモロコシ)	5,000円/10a
推奨作物助成(基幹) (黒枝豆・トウモロコシ・ 自然薯・アスパラガス)	15,000円/10a	基本助成 (野菜・果樹・花き 等)	6,300円/10a
推奨作物助成(二毛作) (黒枝豆(早生)・トウモロ コシ)	10,000円/10a	担い手支援加算 (野菜・果樹・花き 等)	8,000円
学校給食加算(基幹) 12品目	12,000円/10a		

2. 畑地化促進事業

対象作物	1 畑地化支援(※1・2)	2 定着促進支援(※3)
ア. 高収益作物 (野菜・果樹・花き等)	17.5万円/10a	・2.0(3.0※4)万円/10a×5年間 または ・10.0(15.0※4)万円/10a(一括)
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、 子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	・2.0万円/10a×5年間 または ・10.0万円/10a(一括)

- ※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す(地目の変更を求めるものではない)
- ※2 令和5年度における取組が対象
- ※3 令和4年度または5年度において畑地化した面積全体が対象
- ※4 加工・業務用野菜等の場合

**～交付シミュレーション～(R9年度までに交付される額)**

【そばの場合】※10aあたり

【野菜の場合】※基本助成(町設定)の場合  
※10aあたり

<p>【パターン①】R8年度までに1か月以上の水張り +そばの作付け(5年間)</p> <p align="center">35,000円×5年間=175,000円</p> <p>【パターン②】1年間水稲作付け +そばの作付け(4年間)</p> <p align="center">35,000円×4年間=140,000円</p> <p>【パターン③】来年度畑地化 +その後5年間そばの作付け</p> <p align="center">140,000円+20,000円×5年間 =240,000円</p>
---

<p>【パターン①】R8年度までに1か月以上の水張り +野菜の作付け(5年間)</p> <p align="center">6,300円×5年間=31,500円</p> <p>【パターン②】1年間水稲作付け +野菜の作付け(4年間)</p> <p align="center">6,300円×4年間=25,200円</p> <p>【パターン③】来年度畑地化 +その後5年間野菜の作付け</p> <p align="center">175,000円+20,000円×5年間 =275,000円</p>
---

※そば・野菜ともにパターン①・パターン②の場合はR9年度以降も交付されます！

※パターン③はR9年度以降交付されません！

# 畑地化促進事業に係る要望調査票

令和5年度中に畑地化を行う場合は右側太枠内の「する」に☑を、畑地化しない場合は「しない」に☑を記入してください。  
 ※水田活用の直接支払交付金を受けるためには、「5年に1度水稲作付を行うこと」または「1カ月程度水張りをを行うこと」が要件となりますので、水稲作付や水張りをを行うことが困難な場合は畑地化をご検討ください。なお、畑地化支援交付金は令和5年度限りで、畑地化した農地は、今後、水田活用の直接支払交付金の対象外となりますのでご注意ください。

畑地化する場合は「する」に☑を記入し、しない場合は「しない」に☑を記入してください。

集落コード名称	農家番号	氏名	地番	面積(m)	R4作付作物	R5年度中に畑地化	
						する (水稲作付や水張りは行わず、今後5年間販売目的とした野菜等の作付を行う)	しない (今後も水稲作付や水張りをを行う)
原	1	猪名川 太郎	キタハタ 1	1250	トマト	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
原	1	猪名川 太郎	キタハタ 2	1200	キヌヒカリ	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
原	1	猪名川 太郎	キタハタ 3	1230	キヌヒカリ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
原	1	猪名川 太郎	キタハタ 4	460	ブロッコリー	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
原	1	猪名川 太郎	キタハタ 5	780	キヌヒカリ	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
原	1	猪名川 太郎	キタハタ 6	700	キャベツ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
原	1	猪名川 太郎	キタハタ 7	230	はくさい	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※畑地化の対象農地は令和4年度に主食用米または、販売目的で野菜等の高収益作物を作付している農地となるため、該当農地のみを掲載しております。

( 公 印 省 略 )  
4兵農活協(水)第45号  
令和4年12月2日

猪名川町地域農業再生協議会長 様

兵庫県農業活性化協議会  
会長 澤本 辰夫

令和5年産米の市町別の生産目安の提供及びその活用について

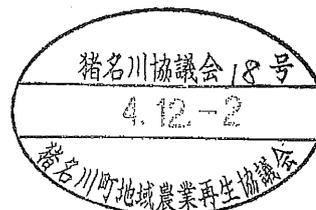
平素は、本県農業の活性化につきまして格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和5年産の市町別の生産目安につきましては、国から提示された需給見通し、県産米の需給動向、各地域協議会に対して実施した作付けに関する意向調査の結果、農地の利用状況及び他作物の作付状況を総合的に勘案した上で、下記のとおり算定しましたので、情報提供いたします。

この情報の貴地域における活用方法については、地域の実情を踏まえ、下記数値を加減等調整して集落単位で提供するかなどを御判断いただき、貴地域での需要に応じた主食用米生産につなげていただくよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 令和5年産主食用米の生産目安：847 t (面積換算値：173ha)
- 2 1の算定に当たり用いた単収：489kg/10a



# 令和5年産米の集落別の作付予定面積調査結果一覧表

猪名川町地域農業再生協議会

予定数量	774 t
予定面積	158.3 ha
基準単収	489 kg/10a

生産目安	847 t
面積換算	173.0 ha
基準単収	489 kg/10a

集落番号	集落名	水田面積 (a)	令和5年産米の需要量のに関する情報							<参考>令和4年産米の作付状況						
			作付予定面積							そば		水稲			そば	
			主食用米 (a)	4年産との 比較	新規需要米 (a)	加工米 (a)	予定数量 (玄米kg)	(30kg/袋)		(a)	2年産との 比較	作付目標 面積 ① (a)	主食作付 面積 ② (a)	その他 水稲	作付率 ②/①	作付面積 (a)
1	原	1,273.0	578.4	▲ 10.6	0.0	0.0	28,284	943	83.7	8.0	616.4	589.0		95.6	75.7	
2	内馬場	694.2	249.3	9.9	0.0	0.0	12,191	406	38.8	1.9	242.3	239.4		98.8	36.9	
3	民田	767.8	425.5	0.0	0.0	0.0	20,807	694	23.6	0.0	426.2	425.5		99.8	23.6	
4	上阿古谷	2,325.9	1,334.2	▲ 61.4	0.0	0.0	65,242	2,175	54.8	▲ 7.7	1,493.6	1,395.6		93.4	62.5	
5	下阿古谷	1,120.4	620.6	▲ 78.2	0.0	0.0	30,347	1,012	27.6	0.0	721.1	698.8		96.9	27.6	
6	北田原	1,243.6	508.5	▲ 33.9	0.0	0.0	24,866	829	0.0	0.0	551.2	542.4		98.4	0.0	
7	南田原	1,255.1	547.9	46.7	0.0	0.0	26,792	893	36.3	▲ 11.7	525.1	501.2		95.4	48.0	
8	北野	260.0	171.6	20.1	0.0	0.0	8,391	280	0.0	0.0	180.8	151.5		83.8	0.0	
9	紫合	2,035.2	1,014.8	10.7	0.0	0.0	49,624	1,654	78.7	19.1	1,071.6	1,004.1		93.7	59.6	
10	柏梨田	468.4	167.7	0.0	0.0	0.0	8,201	273	0.0	0.0	170.1	167.7		98.6	0.0	
11	上野	880.8	356.6	0.0	0.0	0.0	17,438	581	79.8	▲ 6.8	344.8	356.6		103.4	86.6	
12	広根	1,446.9	870.3	12.4	0.0	0.0	42,558	1,419	0.0	0.0	851.5	857.9		100.8	0.0	
13	銀山	156.0	60.6	0.0	0.0	0.0	2,963	99	0.0	0.0	55.0	60.6		110.2	0.0	
14	猪淵	381.8	128.5	0.0	0.0	0.0	6,284	209	65.6	0.0	129.7	128.5		99.1	65.6	
15	肝川	861.0	459.6	0.0	0.0	0.0	22,474	749	0.0	0.0	471.6	459.6		97.5	0.0	
16	差組	437.5	218.0	7.1	0.0	0.0	10,660	355	0.0	0.0	214.3	210.9		98.4	0.0	
17	万善	743.1	128.2	▲ 12.1	0.0	0.0	6,269	209	38.4	▲ 9.5	115.4	140.3		121.6	47.9	
18	槻並	3,719.4	1,607.1	▲ 148.9	0.0	0.0	78,587	2,620	217.4	▲ 22.7	1,814.2	1,756.0		96.8	240.1	
19	木津上	1,356.4	464.5	▲ 3.5	0.0	0.0	22,714	757	48.3	0.0	497.7	468.0		94.0	48.3	
20	木津	576.8	370.9	0.0	0.0	0.0	18,137	605	0.0	0.0	400.1	370.9		92.7	0.0	
21	木間生	540.6	275.3	4.0	0.0	0.0	13,462	449	0.0	0.0	271.4	271.3		100.0	0.0	
22	柘原	1,102.1	456.0	▲ 4.6	0.0	0.0	22,298	743	0.0	0.0	452.9	460.6		101.7	0.0	
23	林田	707.9	110.8	▲ 16.5	0.0	0.0	5,418	181	0.0	0.0	128.4	127.3		99.1	0.0	
24	笹尾	1,587.9	834.0	148.5	0.0	0.0	40,783	1,359	410.9	▲ 149.1	687.3	685.5		99.7	560.0	
25	清水	829.6	362.7	▲ 46.4	0.0	0.0	17,736	591	26.6	0.0	386.1	409.1		106.0	26.6	
26	清水東	843.7	603.4	32.2	0.0	0.0	29,506	984	40.1	0.0	601.1	571.2		95.0	40.1	
27	仁頂寺	328.8	118.5	▲ 9.8	0.0	0.0	5,795	193	0.0	0.0	144.7	128.3		88.7	0.0	
28	島	445.3	230.8	0.0	0.0	0.0	11,286	376	10.8	0.0	233.1	230.8		99.0	10.8	
29	鎌倉	884.8	468.7	▲ 23.8	0.0	0.0	22,919	764	21.1	0.0	540.1	492.5		91.2	21.1	
30	杉生	1,237.7	547.8	▲ 33.3	0.0	0.0	26,787	893	0.0	0.0	599.0	581.1		97.0	0.0	
31	西畑	799.8	495.7	12.6	0.0	0.0	24,240	808	135.4	▲ 41.5	481.7	483.1		100.3	176.9	
32	柏原	2,739.4	1,048.2	71.1	0.0	0.0	51,257	1,709	233.8	0.0	1,080.3	977.1		90.4	233.8	
33	農会外	2,532.3	0.0	▲ 681.0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	697.2	681.0		97.7	0.0	
	合計	36,583.2	15,834.7	▲ 788.7	0.0	0.0	774,316	25,812	1,671.7	▲ 220.0	17,196.0	16,623.4	0.0	96.7%	1,891.7	

※ 四捨五入により計算の値が一致していない場合もある。▲はマイナス  
 ※ 袋数は、集落の生産数量目標を30kgで割った数値で、少数点以下は四捨五入している。

【別紙】

令和5年産市町別主食用米の生産目安（全体数量及び面積換算値）

兵庫県における主食用米の生産目安  
（同面積換算値）

150,000 玄米トン  
29,940 ha

市町名	令和5年産市町別主食用米の生産目安		(参考) 令和4年産 生産目安面 積との比較 ha
	玄米トン	面積換算値 ha	
神戸市	9,656	1,886	0
尼崎市	168	35	0
西宮市	281	59	0
芦屋市	4	1	0
伊丹市	178	36	0
宝塚市	801	163	0
川西市	213	43	0
三田市	4,313	852	0
猪名川町	847	173	0
明石市	1,434	277	△ 6
加古川市	5,481	1,038	0
高砂市	527	103	0
稲美町	4,076	779	0
播磨町	100	20	0
西脇市	1,405	287	0
三木市	3,408	704	44
小野市	4,811	931	0
加西市	8,020	1,554	0
加東市	3,618	721	0
多可町	2,211	473	0

市町名	令和5年産市町別主食用米の生産目安		(参考) 令和4年産 生産目安面 積との比較 ha
	玄米トン	面積換算値 ha	
姫路市	9,098	1,794	0
神河町	1,581	336	0
市川町	1,798	367	△ 38
福崎町	1,559	306	△ 19
相生市	859	168	0
赤穂市	1,969	382	0
上郡町	2,002	396	0
佐用町	3,391	689	0
たつの市	6,291	1,201	0
宍粟市	4,286	893	0
太子町	934	180	0
豊岡市	12,951	2,559	0
香美町	2,312	478	0
新温泉町	2,458	502	0
養父市	3,269	663	0
朝来市	4,527	905	0
丹波篠山市	10,741	2,166	13
丹波市	13,174	2,750	0
洲本市	3,803	749	0
南あわじ市	7,333	1,452	0
淡路市	4,494	892	0

※端数処理しているため、各市町の数値の合計と県全体数値は一致しません。

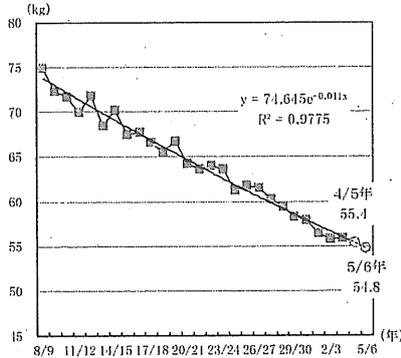
# 令和5年産主食用米の生産目安 参考情報

兵庫県農業活性化協議会作成

## 1 全国の米の需要動向(令和4年10月「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より)

平成20年をピークに人口が減少局面に入ったことを踏まえ、より実情に即した需要見通しを算出する観点から、平成30年産から1人当たり消費量(推計値)に人口(推計値)を乗じて算出される。

将来の1人当たり消費量の推計



将来の1人当たり消費量(推計値)に人口(推計値)を乗じて需要見通しを算出

		4/5年	5/6年
1人当たり消費量(推計値)	①	55.4kg	54.8kg
		4年	5年
人口(推計値)	②	124,750千人	124,189千人
		4/5年	5/6年
需要見通し	①×②	690.9万トン	680.3万トン

## 2 全国の令和5/6年の需給見通し(令和4年10月「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より)

令和5/6年主食用米等需要量は680万トンと見通され、令和5年産主食用米等生産量は、令和4年産と同水準の作付面積としても需要量を下回る669万トンとなるため、令和4年産と同水準の作付面積として669万トンと設定。

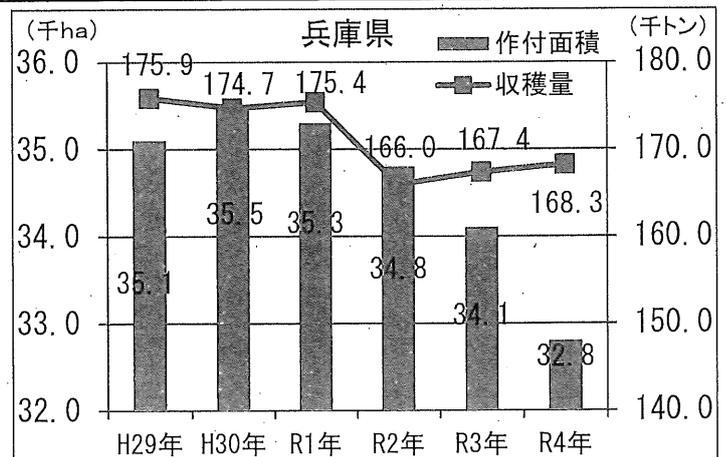
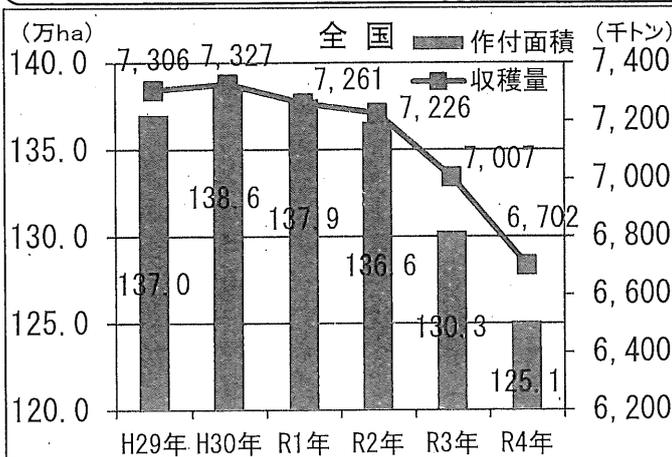
(単位:万トン)

令和5/6年	令和5年6月末民間在庫量	E	191 ~ 197
	令和5年産主食用米等生産量	F	669
	令和5/6年主食用米等供給量計	G = E + F	860 ~ 866
	令和5/6年主食用米等需要量	H	680
	令和6年6月末民間在庫量	I = G - H	180 ~ 186

## 3 主食用米の生産状況(全国と兵庫県の比較)

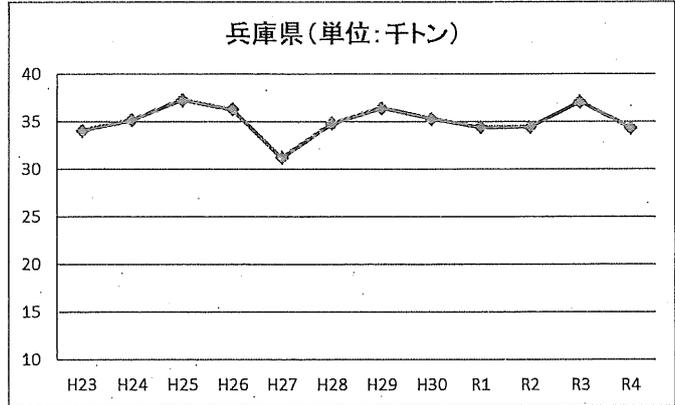
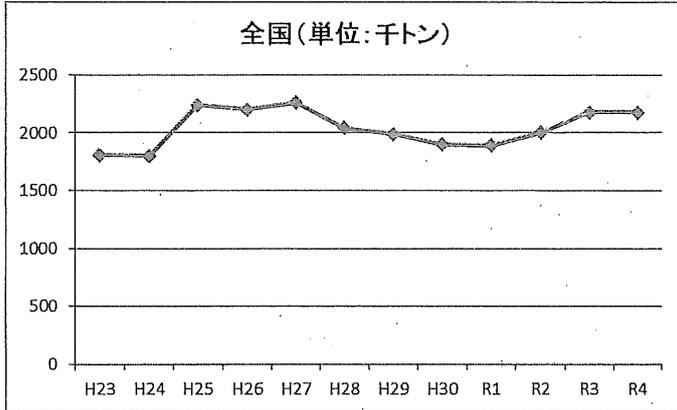
令和4年産の作付面積は、全国、兵庫県ともに前年から減少した。10aあたり予想収穫量は、全国では8月上旬からの大雨と日照不足等により前年比減であったが、兵庫県ではおおむね天候に恵まれ、病害虫の発生も一部地域に限定され前年比増となった。結果、収穫量は、全国では前年比減となったが、兵庫県では前年比増となっている。

【出典:令和4年産水陸稲の収穫量(令和4年11月9日公表)より】



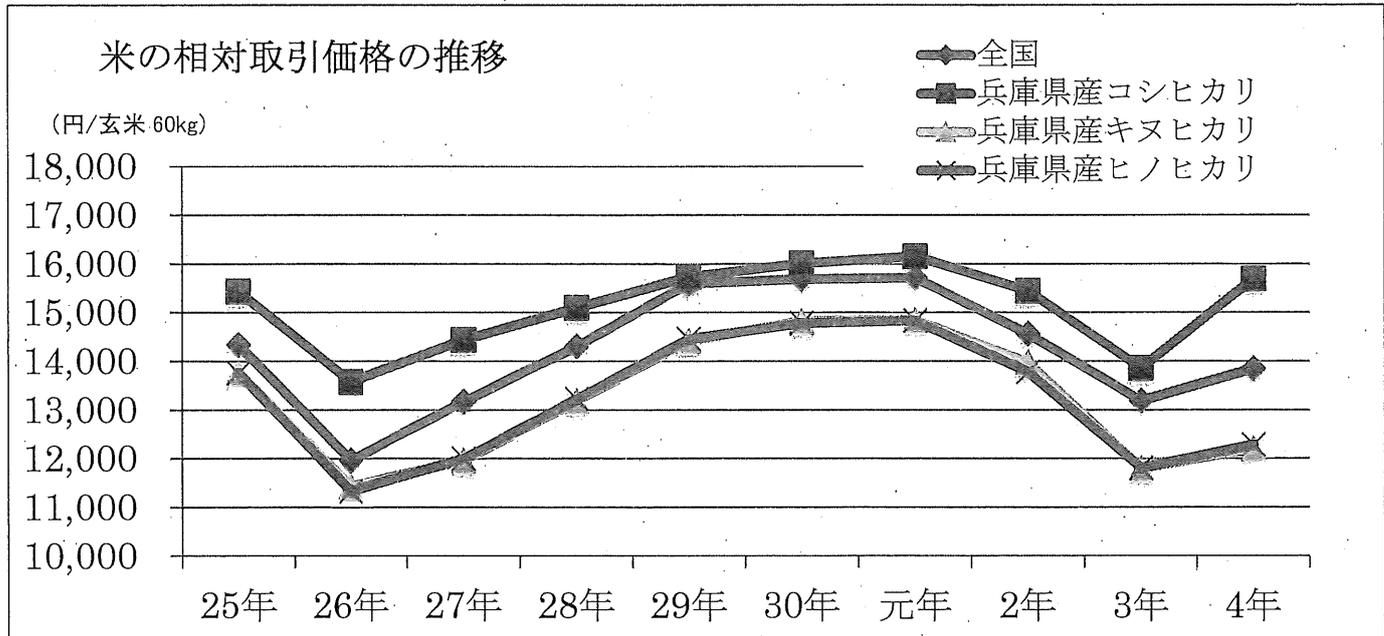
4 米の6月末在庫状況(令和4年7月「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より)

全国段階の在庫については、近年の増加傾向から、R4年6月末時点では横ばいとなったが、国が価格安定の目安としている200万トンを上回っている。  
兵庫県の在庫については、前年比減で推移。



5 米の価格動向(全銘柄平均と県産米との出荷業者と卸売業者との間での相対取引価格の比較)

平成26年産以降、米価は上昇傾向で推移していたが、令和2、3年産は前年比減で推移。  
令和4年産については全国・兵庫県ともに、前年比増で推移。



※ 4年産の価格は、出回り～4年10月の平均価格。

【出典:米に関するマンスリーレポート 11月号(農林水産省作成・公表)】

◇兵庫県農業活性化協議会では、令和5年産米の作付判断の参考としていただけるよう、主食用米の生産目安と併せて、米の生産をめぐる国・県の情報を提供しております。地域の関係者や生産者の皆様には、これらの情勢を注視しながら、最寄りのJAや集荷業者等と早めに御相談いただき、売り先・行き先を確保した米の生産に取り組んでいただきますようお願いいたします。

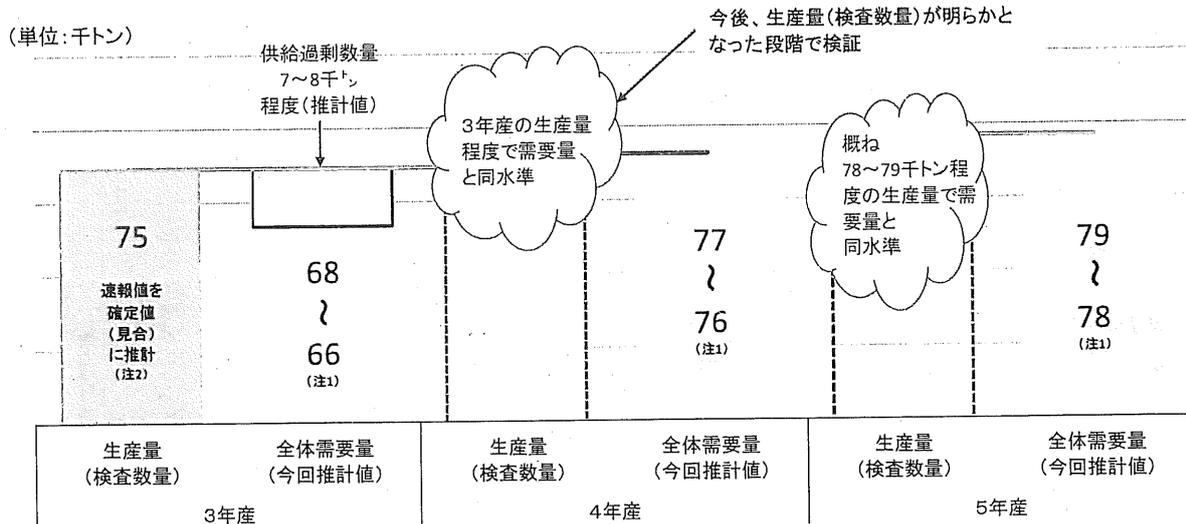
# 令和5年産酒造好適米 参考情報

兵庫県農業活性化協議会作成

## 1 全国の酒造好適米の需給見通し(酒造好適米等の需要量調査結果(令和4年9月)より)

- 令和3年産については、全体需要量と生産量を比較すると、7~8千トﾝ程度供給過剰となっていると推計され、令和4年産全体需要量については、令和3年産の全体需要量から+2千トﾝ程度増加となっている。
- 令和5年産については、生産量を全体需要量と同水準とするためには、78~79千トﾝ程度の生産量とする必要がある。なお、在庫状況並びに令和4年産に生産及び需要動向によっては、令和5年産の生産量の調整が必要となることも考えられる。

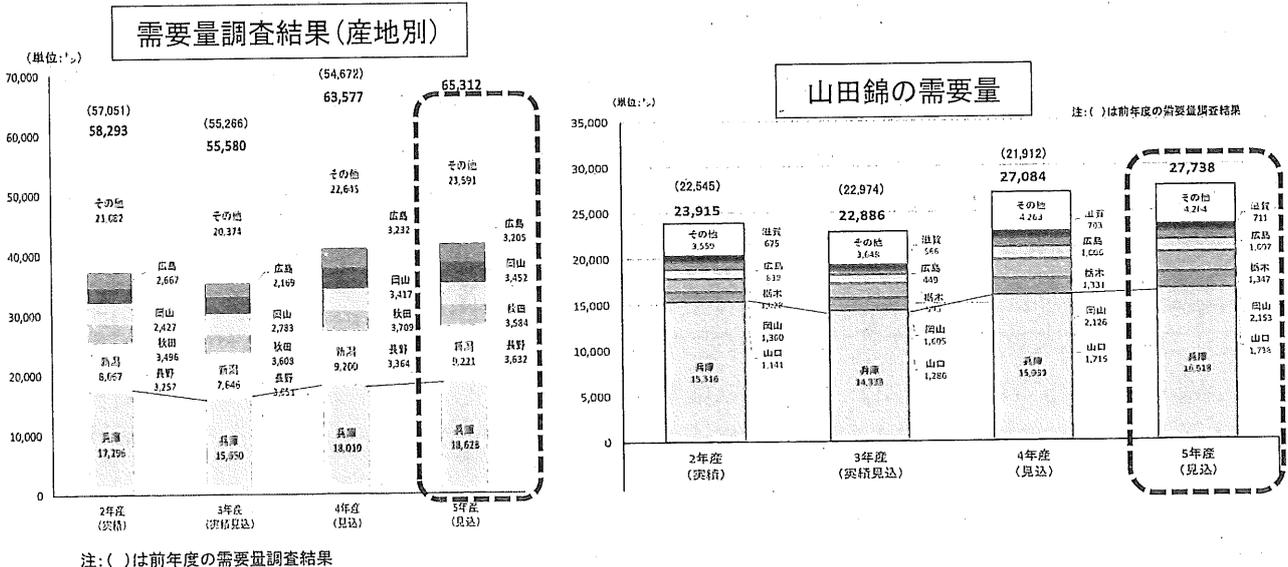
### 酒造好適米(醸造用玄米)の全体需給の状況



注1: 各年産の全体需要量(今回推計値)は、今回の需要量調査の数量ベース回収率が、令和2年産酒造好適米の全体需要量(69~71千トﾝ)と今回調査の令和2年産の需要量(約58千トﾝ)から約82~84%と推計されるため、各年産の今回調査結果の需要量を当該割合で除することにより算出。  
 注2: 生産量は、農産物検査数量(醸造用玄米)の値。ただし、令和3年産は、令和4年3月31日現在の速報値を直近3カ年の3月31日現在の農産物検査の進捗率により確定値見合いに推計。

## 2 産地別の需要量調査結果(酒造好適米等の需要量調査結果(令和4年9月)より)

- 令和5年産の兵庫県産酒造好適米の需要量(見込)は、前年産よりやや増加している。
- 兵庫県産山田錦の需要量についても、前年からやや増加すると見込まれている。



【その他参考情報】

○ 令和3年産酒造好適米の生産状況(日本酒をめぐる状況(令和4年10月)より)

- 令和3年産酒造好適米の生産量は、約7.5万トンとなっており、このうち、兵庫、新潟、岡山、秋田、長野の5県で約6割を占めている。
- 酒造好適米の中でも、特に「山田錦」は全国の酒造メーカーからのニーズが多く、兵庫県は全生産量の約60%を占めているが、微減している。

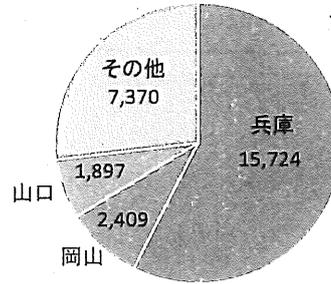
酒造好適米の産地別生産量の推移

(単位:トン)

【山田錦】

(単位:トン)

	平成29年産	30年産	令和元年産	2年産	3年産	シェア
全国計	102,400	95,856	96,454	85,179	74,616	100%
兵庫	28,377	25,606	25,766	22,338	20,684	28%
新潟	12,316	12,404	12,000	11,223	8,861	12%
岡山	6,283	5,251	5,704	4,029	4,620	6%
秋田	4,821	4,637	5,010	4,613	3,964	5%
長野	6,294	5,786	5,962	4,982	3,539	5%
その他	44,310	42,172	42,012	37,995	32,949	44%



	3年産	シェア
兵庫	15,724	57%
岡山	2,409	9%
山口	1,897	7%
その他	7,370	27%

資料:「農産物検査結果」(農林水産省)

注:令和3年産は、令和4年3月31日現在の速報値を直近3カ年の3月31日現在の農産物検査の進捗率により確定値見合いに推計したもの。

○ 日本酒の出荷状況(米に関するマンスリーレポート(令和4年10月)より)

- 日本酒の国内出荷量については、近年、減少傾向で推移しているが、平成30年以降は減少幅が大きくなり、これまで堅調に推移していた特定名称酒についても減少に転じた。
- 令和2年産以降については、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、業務用を中心に日本酒の国内出荷量が大幅に減少しており、特に酒造好適米を多く使用する特定名称酒が大幅に減少。
- 輸出については、海外での日本食ブーム等を背景に増加傾向で推移しており、令和3年には対前年比+47%と大幅に増加している。

日本酒の国内出荷量の推移

(千hl)

日本酒の輸出量の推移

(千hl)

	10年	15年	20年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
日本酒国内出荷量	1,133	871	659	580	566	555	540	533	495	467	419	404	189
特定名称酒	291	221	174	164	167	173	178	179	171	165	142	138	69
吟醸酒	34	30	20	21	24	25	24	24	23	22	20	19	9
純米吟醸酒	25	26	24	29	32	37	42	45	45	45	40	42	22
純米酒	62	54	57	58	59	62	65	67	64	62	55	53	26
本醸造酒	169	111	73	56	52	49	46	43	38	35	27	24	11
一般酒	842	650	485	416	399	382	362	353	324	302	276	266	120

	10年	15年	20年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
日本酒輸出量	8	8	12	16	16	18	20	23	26	25	22	32	20.9
アメリカ合衆国	1	2	4	4	4	5	5	6	6	6	5	9	5.8
中華人民共和国	0	0	0	1	1	2	2	3	4	5	5	7	4.0
香港	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	3	3	1.6
台湾	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	1.7
大韓民国	0	0	2	4	3	3	4	5	5	3	2	2	2.1
その他	2	2	3	4	4	5	5	6	6	6	5	8	5.6

資料:日本酒造組合中央会調べ。年は暦年。令和4年は概算値。また、令和4年については、京都府のデータが3月以降未集計となっている。

資料:「貿易統計」(財務省)。年は暦年。

注1:清酒は、一般酒のほか、原料米及び製造方法などの諸条件(原料、精米歩留)により、吟醸酒、純米酒、本醸造酒等に分類され、これらを総称して「特定名称酒」という。一般酒は日本酒国内出荷量から特定名称酒の取量を差し引いて算出。  
注2:国内出荷量には輸出量は含まれていない。

◇ 兵庫県農業活性化協議会では、令和5年産酒造好適米の作付判断の参考としていただけるよう、国の需要量調査の結果等を基に、参考情報を提供しております。

なお、酒造好適米の生産については、酒造メーカーとの全量契約栽培が基本となりますので、地域の関係者や生産者の皆様には、これらの情勢を注視しながら、最寄りのJAや集荷業者等に早めに需要の動向を御確認いただき、売り先・行き先を確保したうえで取り組んでいただきますようお願いいたします。

# 令和5年産の業務用米・加工用米等の契約栽培等出荷相談先リスト

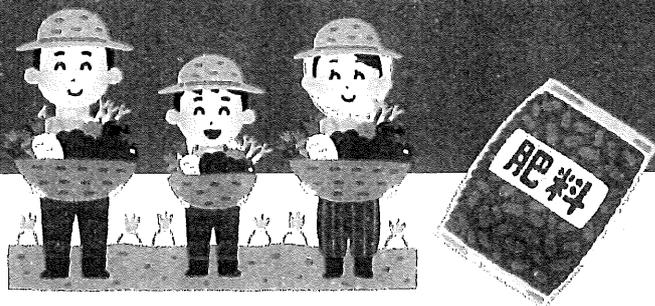
用途	取扱業者	取扱地域	対象品種	各種取引条件				相談先・連絡先 (電話、メールアドレス)	契約相談 期間
				生産条件 等	価格条件 等	その他 取引条件等	最低取扱 数量		
業務用米	(株)神明	全域	指定無し	別途協議	別途協議	農産物検査が 必要。 長期保管の対 応ができれば 助かります。	12t以上	(株)神明 農産部 Tel 078-371-4701	指定無し
加工用米	(株)神明	全域	指定無し	別途協議	別途協議	農産物検査が 必要。 長期保管の対 応ができれば 助かります。	12t以上	(株)神明 農産部 Tel 078-371-4701	指定無し
加工用米	JA丹波ひかみ	丹波市	指定無し	なし	なし	事前に出荷契 約を締結(3カ 年)	30kg	JA丹波ひかみ 営農経済部 Tel 0795-82-5349 thk.shinkou@jamaail.hyogo.jp	随時
業務用米	藤本糧穀	全域	指定無し	相談	相談		相談	0795-22-7031	随時

※1 上記リストは、令和5年産米についての内容です。

※2 当リストに掲載されている内容については、令和4年11月29日現在で取扱業者から提供いただいた情報に基づき記載しております。  
具体的な取引条件等につきましては、双方で調整・決定いただくこととなりますので、その旨御理解願います。

※3 取引の内容や結果に関し、当協議会はその責任を負いかねますので御留意ください。

# 資材・燃料等価格高騰対策 支援事業



## 給付金の概要

ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、肥料、農業用資材及び農機具燃料等の価格が高騰していることから、これらの影響を受ける農家の経営を支援するため、水稲作付者及び野菜等の販売農家に対し、一律10,000円(認定農業者等の担い手については、一律20,000円)を支給します！

## 対象者

令和4年12月20日時点で以下の要件を満たす方

- ①水稲作付者
- ②野菜等販売農家

## 給付金額

一律 1万円

※認定農業者・認定新規就農者・農業法人は 一律 2万円

申請方法は裏面へ 

## 【お問い合わせ】

猪名川町地域農業再生協議会（猪名川町役場農業環境課内）

電話：072-766-8709（平日8:45～17:30）

住所：猪名川町上野字北畑11-1

# 給付金の申請方法



## 申請期間

2023年1月20日（金）～2月20日（月）

※申請期間を過ぎますと、受付できない場合があります。お早目にご提出ください。

## 申請書類

- ① 申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 振込先確認書類（通帳のコピー）

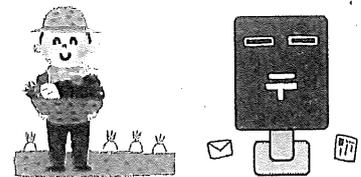
※振込先口座の記入間違いにご注意ください。

※振込みについては、申請書提出から概ね3～4週間後までには振り込む予定としています。

## 申請方法

以下のいずれかの方法でご提出ください。

- ① 農会所属の方 農会長へ提出



注1) 農会で取りまとめの上、提出していただきますので、返信用封筒に封入し、農会長へお渡しください。

注2) 農会から町へ2月20日（月）までに提出してください。

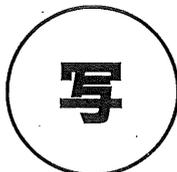
- ② 農会外の方 郵送もしくは役場窓口へ提出

## 【お問い合わせ】

猪名川町地域農業再生協議会（猪名川町役場農業環境課内）

電話：072-766-8709（平日8：45～17：30）

住所：猪名川町上野字北畑11-1



事 務 連 絡  
令和5年1月20日

農業者 各位

猪名川町地域農業再生協議会長

資材・燃料等価格高騰対策支援事業について

新春の候、貴台におかれましては、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本協議会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近頃の肥料、農業用資材及び農機具燃料等の価格高騰を受け、町より別添のとおり「資材・燃料等価格高騰対策支援事業」が創設されましたのでご案内申し上げます。

つきましては、別添チラシをご確認のうえ、申請される場合は農会長が別途定める期日までに農会長へ書類等の提出をお願いいたします。

記

【提出書類】

- ①申請書兼請求書（様式第1号）
- ②振込先確認書類（通帳表紙裏面の口座情報と口座番号が分かる面のコピー）

【提出先】

農会長

※農会で取りまとめの上、提出していただきますので、上記提出書類を提出用封筒（茶色）に封入の上、農会長へ提出してください。

【提出期限】

農会長が定める期日

※農会長から役場への提出締切日は2月20日（月）までとしております。

<連絡先>

猪名川町地域農業再生協議会事務局

（猪名川町役場地域振興部農業環境課 担当：橋岡）

〒666-0292 猪名川町上野字北畑11-1

TEL：072-766-8709 FAX：072-766-7725

資材・燃料等価格高騰対策支援事業給付金支給申請書兼請求書

令和 年 月 日

猪名川町地域農業再生協議会長 宛

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

資材・燃料等価格高騰対策支援事業業務方法書第6条第1項の規定に基づき、下記の通り申請（請求）します。

1 給付対象要件及び申請（請求）金額（該当区分にレ点を記入してください）

- 認定農業者、認定新規就農者、農業法人 金 20,000円
- その他（水稻作付農家、野菜等販売農家） 金 10,000円

※事務局で該当区分を確認の上、振込させていただきます。

2 振込先口座（※法人の場合は、法人又は代表者名義の口座に限る）

金融機関名 (ゆうちょ除く)			農協・銀行 金庫・信組	支店名			本店・支店 本所・支所 出張所
口座種別	普通	当座	口座番号 (右詰めで記入)				
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は※欄にご記入ください。			通帳番号 (右詰めで記入)			
	1		0	※	-		
(フリガナ)							
口座名義人							

◇添付書類◇

振込先の通帳等のコピー（金融機関名・支店名・口座番号等がわかるもの）

地域協議会 記入欄 (記入不要)	受 付	審 査	入 力	振込処理	支給日

## 令和5年度 農会長連絡票について

新年度の役員については、年度当初に自治会長を通じて町地域交流課へ報告頂くところではあります。農業環境課において新年度の事務を円滑に進めるために、お手数ではございますが新年度の農会長がお決まりになりましたら、下記の農会長連絡票を同封しておりますので報告をお願い致します。(FAX可)

○提出先

町役場農業環境課 (FAX可)

○提出期日

令和5年3月31日(金) ※決まり次第、ご報告をお願いいたします。

### <参考>

FAX 072-766-7725 農業環境課 農政担当 宛て

令和5年度 農会長連絡票

令和5年 月 日

農会名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

携帯電話番号 \_\_\_\_\_

電子メールアドレス \_\_\_\_\_

※日中、連絡がつく電話番号の記載をお願いいたします。

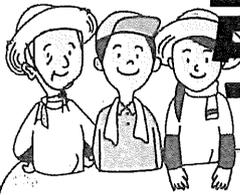
新年度の役員については、年度当初に自治会長を通じて町地域交流課へ報告頂くところではあります。農業環境課において新年度の事務を円滑に進めるために、お手数ではございますが新年度の農会長がお決まりになりましたら報告をお願い致します。(FAX可)

# 農業者や地域のみなさんへ

地域計画(人・農地プラン)のご紹介

## 地域の農地を次世代へ

## 引き継ぎ



- ◆ 5年後、10年後、地域の農地は誰が利用し、農地をどうまとめていくか
  - ◆ 地域の農業をどのように維持・発展していくか
- 若い方や女性を含め、幅広い意見を聴きながら、地域の関係者が一体となって話し合しましょう。

## 課題解決と一緒に取り組みませんか。

一方で、地域では、次の悩みの声があがっています。

- ◆ 農地を貸したいけど、受け手が分からない
  - ◆ 農地を借りたいけど、誰が相続しているのか分からない
  - ◆ 荒れている農地からの影響が心配で、対応に困っている
- ぜひ、協力してください。みんなで地域農業を守りましょう。



詳細はコチラから

地域計画

検索



猪名川町地域振興部農業環境課、猪名川町農業委員会 (TEL 072-766-8709)

猪名川町では、課題解決に向け、地域の農業・農地について話し合うため、みなさんと一緒に、関係機関（農業委員会、県（阪神農林、普及センター）、ひょうご農林機構）と一体となって、**「地域計画の策定とその実行」**に向け取り組んでいます。

### 【地域計画とは？】

○ 農業者や集落のみなさんの話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。

アンケートを実施し農家の意向把握した上でおおむね10年後を見据え、担い手を含め、農地所有者、地域住民なども交えて、話し合います。

特に今後、地域で営農又は生活していく後継者などの若い方や女性の参加が大切です。（話し合いについては、4～5回実施します。）

○ 担い手がいない集落では、地域計画にその旨を記載し、地域外から新たに農業を担う者を集落に呼び込むために活用しましょう。

○ 策定を希望される農会は各農家へアンケートの配布・回収や話し合いの際には、農会長を窓口として、活動していただくこととなります。

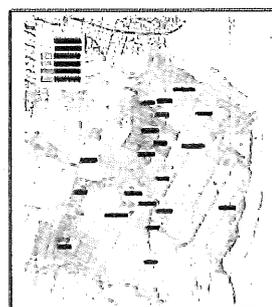
みなさんの地域でも、話し合いたいとお考えの際には、猪名川町農業環境課にお尋ねください。（072-766-8709）

また、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員にも、ご相談ください。

地図を見ながら話し合しましょう。



将来の目標地図例



※徐々に作り上げていきましょう。

**地域計画の区域や目標地図に位置付けられた経営体には、いろいろな支援措置があります。**

#### ①地域計画を策定した集落等を対象とする支援措置

#### ②目標地図に位置付けられた経営体を対象とする支援措置

##### ①集落等を対象とする支援

- ・強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ(冷蔵庫、貯蔵施設等)
- ・機構集積協力金のうち地域集積協力金(中間管理機構から担い手に集積・集約にした場合)
- ・農地耕作条件改善事業(中間管理機構から担い手に集積と併せて行う区画整備)
- ・農山漁村振興交付金のうち中山間地域等農用地保全総合対策、最適土地利用総合対策



等

##### ②目標地図に位置付けられた経営体(担い手)を対象とする支援

- ・農地利用効率化等支援交付金(担い手に対する機械・施設の補助金)
- ・経営開始資金、経営発展支援事業(新規認定就農者に対する資金等)
- ・スーパーL資金・農業近代化資金金利負担軽減措置(融資) 等



## 令和4年 鳥獣害アンケートの記載について（依頼）

寒冷の候、貴台におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、町農政の推進につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、例年ご協力いただいております、「①兵庫県森林動物研究センターの鳥獣害アンケート」及び「②町独自の鳥獣被害アンケート」を実施いたしますので、お忙しいところお手数をお掛けいたしますが、別紙の様式（2種類）にて回答を宜しく願います。

また、町が実施するアンケートにつきましては、回覧にて農会内の農家のみなさまに記載いただきますようお願いいたします。

なお、記載方法等でご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

### 記

1 回答期日 令和5年2月24日（金）まで（町役場までご提出願います）

2 送付資料

#### 【共通】

- ・令和4年 鳥獣害アンケート記載説明資料

#### 【①兵庫県森林動物研究センター】

- ・令和4年 鳥獣害アンケート（A3両面：1枚）
- ・令和4年 鳥獣害アンケート記入例（A4両面）
- ・中型動物の見分け方
- ・鳥獣害アンケート結果報告（令和3年分）

※ このアンケートは農会長のみ記載となります。

#### 【②猪名川町】

- ・令和4年 鳥獣被害調査アンケート（A4：回覧数分）
- ・令和4年 鳥獣被害調査アンケート記載例（A4）

※ このアンケートは農会の皆様に回覧いただき、該当者にて記載願います。

3 提出物

- ・令和4年 鳥獣害アンケート（A3両面）・・・【①兵庫県森林動物研究センター】
- ・令和4年 鳥獣被害調査アンケート（A4）・・・【②猪名川町】

<問い合わせ>

猪名川町役場 地域振興部 農業環境課

担当：鹿嶽、小山

TEL：072-766-8709 FAX：072-766-7725

## 令和4年 鳥獣害アンケート記載説明資料

### ① 【兵庫県森林動物研究センター】 令和4年 鳥獣害アンケート調査（A3両面）

- 令和4年1月～令和4年12月の野生鳥獣による被害状況や生息動向、地区での防除の状況について、記入例を参考に記載してください。
- アンケートにある「品目ごとの農業被害」は、本来の生産量に対する被害割合とありますが、わかりにくければ被害面積の割合と捉えていただいても構いません。
- 記載については、聞き取りのうえ記載していただけるとありがたいですが、できない場合は、農会長の主観でご記入ください。
- 用紙は機械で自動読み取りします。以下の点にご注意ください。  
※調査用紙は汚さないでください。また、二つ折以外の場所で、折り目は付けないでください。  
※記入は黒色の鉛筆またはペンで、濃くはっきりと書いてください。枠からはみださないように記載ください。裏写りするマジックは使用しないでください。  
※消しゴムを使う場合は、消し跡が残らないようにきれいに消してください。修正液による修正は、枠線を消さないようにお願いします。

### ② 【猪名川町】 令和4年 鳥獣被害調査アンケート（A4）

- 町独自に町内の鳥獣害による農作物被害を算定するために、①被害動物、②被害作物、③被害面積 を記載していただきます。
- 令和4年1月～令和4年12月の野生鳥獣による被害状況について、記載してください。
- 被害動物について、具体的な動物がわからない場合は、一番可能性が高いと思われる動物を書いてください。
- 被害動物や被害作物が多い場合は、複数行を使って書いてください。
- 被害面積はおおよそで結構です。単位は「㎡」、「a（アール）」、「反・畝」のいずれを使っても構いません。ただし、単位は必ず書くようにしてください。

- 記載方法について、不明な点がありましたら、町役場農業環境課までお問い合わせください。

## 農地の権利取得時の下限面積の廃止について

農地の権利取得時の下限面積は農業振興地域の整備に関する法律第8条第8項第1号に規定する農用地区域内にある農地は30アール、それ以外は10アールとなっています。

農地法の改正により令和5年4月1日より農地の権利取得時の下限面積が廃止される予定です。

### 農用地区域とは

農用地区域とは、総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域として県知事が指定した農業振興地域のうち、将来的に農用地等として保全すべき土地の区域で、土地改良事業等の施行区域内にある農地などです。

猪名川町では、原・上野・内馬場・上阿古谷・下阿古谷・槻並・木間生・朽原・笹尾・清水・清水東・仁頂寺・島・西原・柏原の一部

問合せ先：猪名川町農業委員会 072-766-8709

クリーンセンターの



# パーク堆肥をご利用ください

猪名川町クリーンセンターではごみの減量とリサイクルを目的に、家庭の植木や道路・公園の植栽・街路樹等を剪定した枝葉を単に焼却するのではなく、専用の破砕機で細かく砕きチップ化し、発酵させた「パーク堆肥」を作っています。

パーク堆肥は町内在住の方や、町内で農地を借りておられる方に対し無料で配布しています。

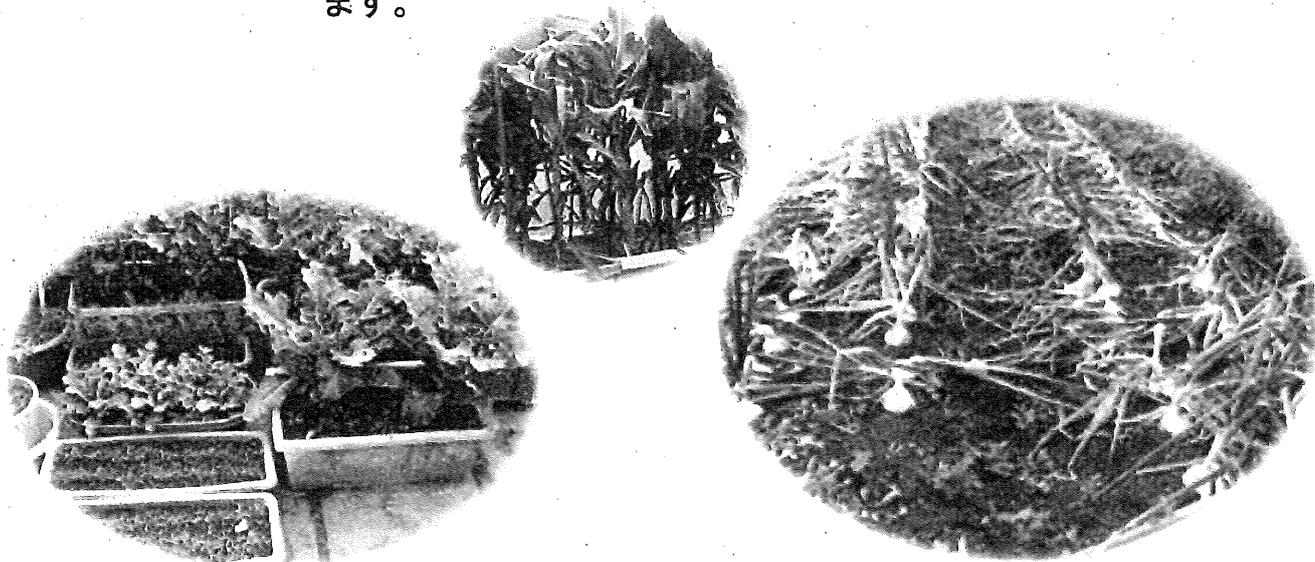
農地や家庭菜園の土壌改良や、庭木・作物周辺の草押さえ等としてご利用ください。

## 利用方法は？



★土壌改良剤として… パーク堆肥を土壌に入れる（10～20%を目安に）ことで土壌の通気性が高まり、排水性、保水性、保肥性も高まる効果があります。（パーク堆肥そのものに肥料としての効果はありません。）

★マルチングに… 地表面に敷き詰めることで、雑草の繁殖を抑える、水分の蒸発を防ぐ、冬の寒さから作物を守る といった効果があります。



《お問い合わせ先》

猪名川町クリーンセンター TEL 072-768-0818

猪名川町榎並字姫ヶ尾2-4

# パーク堆肥の無料配布

## ★配布日・場所等

1. 配布日 月～金曜日、午前9時～午後5時  
(祝日の場合は月・木のみ実施、午前9時～午後2時)
2. 配布場所 猪名川町クリーンセンター
3. 受け取れる量 制限なし(時期により変動あり)
4. 持参する物 厚めの袋やコンテナ等の入れ物、スコップ
5. その他
  - 車への積み込みや袋詰め等は各自でお願いします。
  - 積み込みの前後に事務所に寄り計量を行ってください。
  - 汚れてもよい服装でお越しください。
  - 周辺は携帯電話が通じません。
  - 他の来場者がおられる時は、お互いに譲り合い作業を行ってください。

## ★重機による積み込み

大量にパーク堆肥を利用される方には、重機による積み込みを行っています。

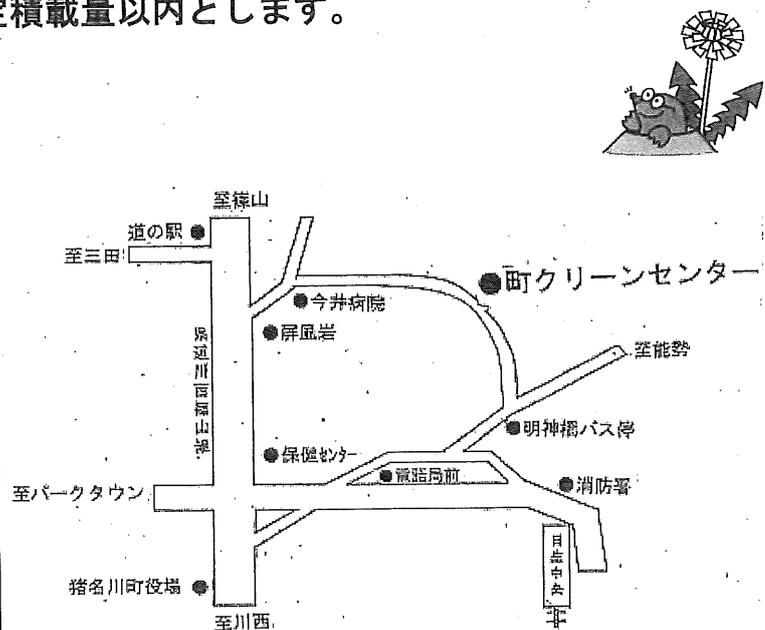
【ご注意ください!!】

- 重機積み込みは、毎月第1・3・5金曜日(祝日除く)の、午後1時～午後5時に行います。(当日の業務の都合により対応できない場合がありますので、事前にクリーンセンターへご確認ください。)
- 軽トラック等の荷台を有する車両のみを対象とします。
- 一回の積み込み量は、車両の法定積載量以内とします。



### 猪名川町クリーンセンター

住所 猪名川町槻並字姫ヶ尾2-4  
TEL 072-768-0818  
FAX 072-768-0092



## 農会長手当の支払について

次のとおり支払を予定しています。

- 令和4年度 農会長報償金 4月末頃 振込み予定  
※農会長会補助金からの支払いとなります